

令和 5 年

市議会 9 月定例会議案

知 立 市

令和 5 年市議会 9 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
財 務	報告第 9 号	令和 4 年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
経 済	報告第 10 号	令和 4 年度知立まちづくり株式会社決算について
総 務	議案第 37 号	知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
税 務	議案第 38 号	知立市税条例の一部を改正する条例
安 心	議案第 39 号	知立市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 40 号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 41 号	知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
環 境	議案第 42 号	知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 43 号	令和 5 年度知立市一般会計補正予算（第 5 号）
国 保	議案第 44 号	令和 5 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
長 寿	議案第 45 号	令和 5 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
国 保	議案第 46 号	令和 5 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	認定第 1 号	令和 4 年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について
国 保	認定第 2 号	令和 4 年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
財 務	認定第 3 号	令和 4 年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
長 寿	認定第 4 号	令和 4 年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

所 管	番 号	案 件
国 保	認定第 5 号	令和 4 年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について
水 道	認定第 6 号	令和 4 年度知立市水道事業会計決算認定について
下 水	認定第 7 号	令和 4 年度知立市下水道事業会計決算認定について

報告第9号

令和4年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する公営企業の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和5年9月7日提出

知立市長 林 郁 夫

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.82
連結実質赤字比率	—	17.82
実質公債費比率	1.5	25.0
将来負担比率	—	350.0

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。

2 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載する。

報告第10号

令和4年度知立まちづくり株式会社決算について

知立まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に準じ、別紙のとおり報告する。

令和5年9月7日提出

知立市長 林 郁 夫

議案第 37 号

知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

知立市職員特殊勤務手当条例（昭和 56 年知立市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表防疫手当の項中

「

感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理作業（次項に掲げるものを除く。）	日額 500
市長の定める場所において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長の定めるもの	日額 3,000 （ただし、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれらに

	準ずると認める作 業に従事した場合 の日額は、4, 0 00)
--	--

」を

「

感染症患者若しくは感染症の疑いのあ る患者の救護又は感染症の病原体の付 着した物件の処理作業	日額 500
--	--------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事した職員に対して支給する防疫手当を廃止するため必要があるからである。

議案第 38 号

知立市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和 45 年知立市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。
第 65 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の施行地区において、同法の規定により使用し、又は収益することができない固定資産であつて、附則第 13 条の 4 第 1 項の適用が終了したもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、法定の激変緩和措置が終了してもなお使用収益できない土地の固定資産税を軽減するため必要があるからである。

議案第 39 号

知立市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

知立市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第40号

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月7日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年知立市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 4 1 号

知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

知立市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年知立市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 9 の項を 1 2 の項とし、5 の項から 8 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、4 の項を 6 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 知立市精神障害者医療費支給条例（平成 1 3 年知立市条例第 4 0 号）による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 1 中 3 の項を 5 の項とし、2 の項を 4 の項とし、1 の項の次に次の 2 項を加える。

2 知立市子ども医療費支給条例（昭和 4 8 年知立市条例第 1 3 号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

3 知立市障害者医療費支給条例（昭和 4 8 年知立市条例第 3 7 号）による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 中 9 の項を 1 2 の項とし、5 の項から 8 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、4 の項を 6 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 知立市精神障害者医療費支給条例による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中3の項を5の項とし、2の項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの」を「生活保護関係情報であって規則で定めるもの」に、「医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」を「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」に改め、同項を4の項とし、1の項の次に次の2項を加える。

2 知立市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 知立市障害者医療費支給条例による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、個人番号を利用する事務を追加するため必要があるからである。

議案第 4 2 号

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和 4 8 年知立市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（収集又は運搬の禁止）

第 8 条の 2 市、廃棄物を収集し、又は運搬する業務を市が委託している者その他市長が指定する者（以下「委託者等」という。）以外の者は、次に掲げる場所に集積された資源物（一般廃棄物のうち再利用の対象となるものとして規則で定めるものをいう。次項において同じ。）を収集し、又は運搬してはならない。

(1) 知立市不燃物処理場その他の一般廃棄物を集積するための場所として市が管理する場所

(2) 集合住宅に設置されたごみ・資源集積所であって市長が別に定めるもの

2 市長は、委託者等以外の者が前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第 1 9 条を第 2 0 条とし、第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。

（知立市行政手続条例の適用除外）

第 1 9 条 第 8 条の 2 第 2 項の規定による命令については、知立市行政手続条例（平成 9 年知立市条例第 4 3 号）第 3 章の規定は、適用しない。

第 2 0 条の次に次の 2 条を加える。

（罰則）

第 2 1 条 第 8 条の 2 第 2 項の規定による命令を受けた者が同条第 1 項の規定に違

反したときは、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、委託業者等以外の者による資源物の収集又は運搬を禁止するため必要があるからである。

